

警察本部浦和分庁舎冷温水発生機改修工事

図面番号	図面名称	縮尺
M-01	機械設備工事特記仕様書(1)	—
M-02	機械設備工事特記仕様書(2)	—
M-03	配置図・案内図	1/125
M-04	1階平面図・既存機器表・改修内容	1/100

[illegible]

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 工事名称 | 警察本部浦和分庁舎冷温水発生機改修工事 |
| 2 | 工事場所 | さいたま市浦和区高砂四丁目10-15 |
| 3 | 工期 | 契約書による |
| | 現場施工期間 | 施策特記仕様書による |

4 建物概要

建 物 名 称	构 造	阶 数	延 面 积 (m ²)	消防法施行 令列表第一	備 考
①分庁舎	—	—	—	—	—
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 工事種目	工事種別					屋外
	①	②	③	④	⑤	
● 空気調和設備	一 式					
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消防設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

- 6 指定部分 施策特記仕様書による
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 施策特記仕様書による
8 工事範囲 図示のとおり
9 機械設備工事概要
冷温水発生機の部品交換

- ## 10 同時期発注の関連工事

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) この工事は特別仕様書（図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁管理部監修公共建築工事仕様書（機械設備工事編）（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督官の指示に準じ施工する。）
なお、営業仕様の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(2) 電気設備工事及び建築工事を本として施工する場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を用いる。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時ににおいて最新のものを適用する。

2 特記仕様

- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項 目	特 記 事 項
● 一 般 共 通 事 項 特 記 事 項	① 機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出する。使用機材等については、7Aハト含有の有無を確認し、7Aハトを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
	2 電気保安技術者	・ 置く ※置かない
	③ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・ 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
	4 技能士の適用	・ 配管施工（配管工事） ・ 建築板金施工（風道制作及び取付け） ・ 熱絶縁施工（保温工事） ・ 冷凍空調調機器施工（冷凍空調機器の据付）
	⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑬残留塩素の12項目とする。
	6 監督員事務所	※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。試験は上記の取用に供する場合の方法に従うものとする。ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
	7 官公署その他への届出手続等	本工事で ・ 設ける（規模） ※設けない
	⑧ 工事用電力・水等	監督員と協議のうえ、既設設備を利用できる。
	⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・ できない
	10 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・ 本工事とする

	股

項目	特記事項
11 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きなす。 ・構外搬出適切処理する。
12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	※再生砂などとは使用できない。 ・監督員の承諾を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
⑭ 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (構外搬出処理費は ※本工事 ・ 別途) (1) 引渡しを要するもの(・) (2) 買取処分をするもの(・) (3) 再生資源化を図るもの(・ 硬質塩化ビニル管 ・) (4) 特別管理産業廃棄物(・) ・処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
⑮ 容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
16 配 管	(1) 地中埋設配管(排水管を除く) 1) 地中埋設種(コンクリート製) ※要(図示の箇所) ・不要 2) 地中埋設種(キャットアイ) ※要(舗装部の分岐、曲部) ・不要 3) 埋設表示テープ(2倍折込み) ※要 ・不要
17 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)を参考とする。 ただし、設計用地震力(水平及び鉛直)は次の設計用水平地震力 K_h 及び設計用鉛直地震力 K_v ($K_h \times 2$)を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。
● 一般 共 通 事 項 特 記 事 項	設計用水平地震力
	設置場所
	耐震安全性の分類
	・特定の施設
	重要機器 一般機器 重要機器 一般機器
	上層階
	屋上及び塔屋
	中間階
	1階及び地下階
	(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階) 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの(平屋建の場合は無し) 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 給水設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器
17-1 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
18 防露保温工事	標準仕様書第2編によるほか下記による。 空気調和設備工事の保温の種別
ド レ ン 分	区 分
	施 工 箇 所
蒸 気 管	屋内露出(一般居室、廊下)
	機械室、書庫、倉庫
冷 水・冷温水管	天井内、P S内及び空隙壁中
	浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)
温 水 管	屋内露出(一般居室、廊下)
	機械室、書庫、倉庫
保 温 種 別	a1・(ハ)・Ⅶ
	b・(ハ)・Ⅶ
保 温 種 別	c2・(ロ)・Ⅶ
	e3・(ハ)・Ⅶ
保 温 種 別	A1・(イ)・Ⅱ
	B・(イ)・Ⅱ
保 温 種 別	C2・(イ)・Ⅱ
	D・(イ)・Ⅱ
保 温 種 別	E3・(イ)・Ⅱ
保 温 種 別	A1・(ハ)・Ⅲ
	B・(ハ)・Ⅲ
保 温 種 別	C1・(ロ)・Ⅲ
	D・(ハ)・Ⅲ
保 温 種 別	E3・(ハ)・Ⅲ
保 温 種 別	A1・(ロ)・Ⅰ
	B・(ロ)・Ⅰ
保 温 種 別	C2・(ロ)・Ⅰ
	D・(ロ)・Ⅰ
保 温 種 別	E3・(ロ)・Ⅰ
	(注) 1. 冷配管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。 屋内露出部 ※保温化耐力バー(※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ銅板製 ・ S U S製) 屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・ S U Sラッキング ・保温化耐力バー(※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ銅板製 ・ S U S製) 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替へ、アルミガラス化粧原紙を使用する。 3. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール保温材 ・ ロックウール保温材)とする。

計 年 月 日	埼 玉 県 警 察 本 部

● 一般共通事項特記事項（続き）

		ダクトの保温の種別		
		区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
	長 方 形 ダ ク ト	屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	J1・(□)・X1
			(機械室、書庫、倉庫)	I・(□)・X1
			屋内隠べい、D5内	I・(□)・X1
		屋外露出	(バルコニー、解放廊下を含む。)	K3・(□)・X1
			及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	
円 形 ダ ク ト	屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	O1・(□)・X1	
		(機械室、書庫、倉庫)	N・(□)・X1	
		屋内隠べい、D5内	N・(□)・X1	
	屋外露出	(バルコニー、開放廊下を含む。)	P3・(□)・X1	
		及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)		
消音内貼り	サブライチャンパー		M・(□)・Ⅹ	
	消音チャンパー・消音エルボ		L・(□)・Ⅹ	

(注) 1. 厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。

		給排水衛生設備工事の保温の種別		
		区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
	給 水 管	屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅶ
			(機械室、書庫、倉庫)	b・(ハ)・Ⅶ
			天井内	c2・(□)・Ⅶ
		P S 内及び空隙壁中	—	—
			県営住宅 P S 内	c2・(ハ)・Ⅶ
	排水及び通気管	屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	—
			(機械室、書庫、倉庫)	—
			天井内	c2・(□)・Ⅶ
		P S 及び空隙壁中	—	—
			屋外露出 (バルコニー、解放廊下を含む。)	—
給 湯 管	屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	a1・(□)・I	
		(膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	b・(□)・I	
		天井内	c2・(□)・I	
	P S 内及び空隙壁中	—	—	
		屋外露出及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(□)・I	

(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
2. 排水管の管径が耐火2層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、(※ロックウール・ロックウール)とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅶとする。
6. 便所内露出 S U S 管及び流し内露出 S U S 管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所 (特別支援学校等) 以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則として F☆☆☆☆とする。
※屋外露出給水管 (呼び径20以下のみ) は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。
・図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

19	防 凍 保 温			
20	塗 装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。		
21	電 線	特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。		
22	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について X線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。		
23	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車庫道路では、路盤材下面から管の上端まで 600mm とする。 (3) その他の場所では、地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から管の上端まで 300mm とする。		
24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。		
25	絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※ 50 A 以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ・全々絶縁フランジ		
26	他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものと、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせする。		
27	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。		
28	保 険	受注者は工事も物及び工事材料について工事完成期日後 14 日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。		
29	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。		
30	落路制止用器具 (フルハネス型)	※使用を要する 落路制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号) による ・使用を要しない		
31	誘導電動機	三相誘導電動機は J I S C 4 2 1 3 (I E 3) トップランナーモーターとする。		
32	完成図書 の 電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ※適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A 3 二つ折り製本 4 部とする。		

					縮 尺	工
					NS	警察本部浦和分庁舎冷温水給排水設備

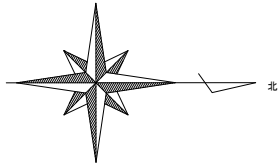
33	そ の 他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
● 改修一般事項（付加事項）	① 共通事項 2 改修部分の足場 ③ 既存部分養生・既存家具等養生 4 備品等の移動 5 仮設間仕切り ⑥ 撤去後機材の扱い 7 支持金物の再使用 8 あと施工アンカーの種別 9 フロン回収 ⑩ 総 合 調 整 11 既設基礎類の解体はつり 12 アスベスト事前調査結果の報告 ⑬ そ の 他	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書的一般共通事項による。 本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※ A種 (枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。 (1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ①本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・ ・別途工事 ・ 本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事 (1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ・ A種 ※B種 ・ C種 (1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。 (1) インサート金物 ・ インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品 金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。 ・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整 建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。 全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石棉含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。 (1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 (3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。

2025. 12

事 名 称	図 面 名	図面番号
発生機改修工事	機械設備工事特記仕様書（１）	M - 0 1

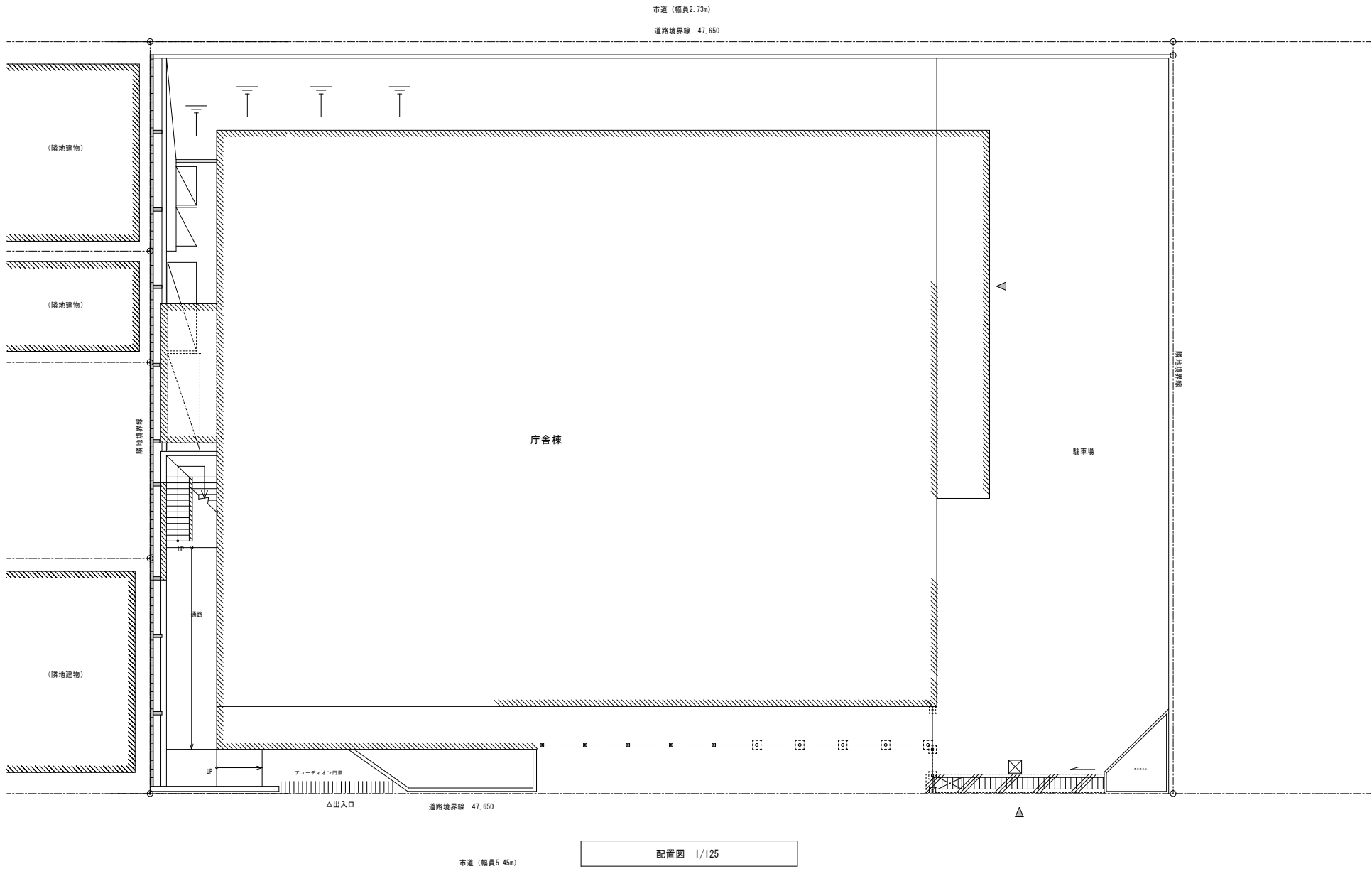
1	設計温湿度	<table><tr><th colspan="2">外 気</th><th colspan="6">屋 内</th></tr><tr><th></th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>28℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>20℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。	外 気		屋 内							温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%	2	長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 ※アングルフランジ工法 それ以外の部分 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	1	配管材料	配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。 <table><tr><th>施 工 箇 所</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管</td><td>※SUS ・H I V P ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS</td></tr><tr><td>地中埋設部（水道直結部分）</td><td>・H I V P ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）</td></tr><tr><td>地中埋設部（一般部分）</td><td>※H I V P ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）</td></tr><tr><td>県営住宅 住戸内</td><td>※ポリブテン管 ・架橋ポリエチレン管</td></tr><tr><td>便所天井内、P S 内（注5）</td><td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・H I V P ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・H I V P ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>湿潤シンダー内配管</td><td>※SUS ・H I V P ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS</td></tr><tr><td>地中埋設部（一般部分）</td><td>※H I V P ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）</td></tr><tr><td>便所天井内、P S 内（注5）</td><td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・H I V P ・ポリブテン管</td></tr></table> （注）1. SUSとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（・圧縮 ・ダブル リ ※拡管）便所 ・廊下渡し廻り露出配管（※拡管）とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、接続が続かないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用樹を設ける。 5. 口径25Aにて大機器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（PE100）を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。 7. 地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。 8. 樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。 9. 住戸内は、さや管ヘッダー配管システムとする。	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※SUS ・ポリブテン管	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS	地中埋設部（水道直結部分）	・H I V P ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）	地中埋設部（一般部分）	※H I V P ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管 ・架橋ポリエチレン管	便所天井内、P S 内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管	湿潤シンダー内配管	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS	地中埋設部（一般部分）	※H I V P ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）	便所天井内、P S 内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管
外 気		屋 内																																																																															
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																									
夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%																																																																									
冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%																																																																									
施 工 箇 所	管 種 別																																																																																
床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※SUS ・ポリブテン管																																																																																
ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管																																																																																
保温をしない屋外露出部	※SUS																																																																																
地中埋設部（水道直結部分）	・H I V P ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）																																																																																
地中埋設部（一般部分）	※H I V P ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）																																																																																
県営住宅 住戸内	※ポリブテン管 ・架橋ポリエチレン管																																																																																
便所天井内、P S 内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）																																																																																
便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）																																																																																
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																
その他の部分	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管																																																																																
床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管																																																																																
湿潤シンダー内配管	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管																																																																																
保温をしない屋外露出部	※SUS																																																																																
地中埋設部（一般部分）	※H I V P ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）																																																																																
便所天井内、P S 内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）																																																																																
便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）																																																																																
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																
その他の部分	※SUS ・H I V P ・ポリブテン管																																																																																
②	総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ○しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・しない	3	風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト	2	一体形タンク	一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐圧強度、容量、寸法を満たすものであればよい。 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマとする。																																																																									
3	煙 道	（1）鉄板厚 （※3.2mm ・4.5mm ） （2）ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない （3）ばいじん量測定口 ※設ける（測定口は80φとする） ・設けない	4	チャンパー	（1）内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 （2）消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	3	水 栓	※親メーター（※貸与品 ・ ） ・子メーター（※買取り ・ ） ※水道事業者指定品 ・標準図MC形 規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））																																																																									
4	煙 突	※別途 ・本工事	5	ダンパー	（1）防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 （2）ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	4	量 水 器	※親メーター（※貸与品 ・ ） ・子メーター（※買取り ・ ） ※水道事業者指定品 ・標準図MC形																																																																									
5	長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	6	多湿箇所の排気ダクト	（1）排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） （2）水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける	5	量水器機	※水道事業者指定品 ・標準図MC形																																																																									
6	円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・換気用耐火二層管（大圧認定品） ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） （注）1 使用区分は図示による。	7	保 温	下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN・（ロ）・X I とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・ 湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はh・（イ）・Ⅹとし範囲は図示による）	6	弁 類	規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））																																																																									
7	風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	8	試運転調整	風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	7	水 栓 柱	・防寒コンクリート水栓柱（1200L） ※不凍給水栓																																																																									
8	チャンパー	（1）内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 （2）ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	9	排煙設備	1 ダクト ※亜鉛鉄板 ・ 2 排煙口の形式 ※天井取付（・スリット形 ※スイング形） ・壁取付（・スリット形 ・スイング形） 3 排煙口手動開放装置 開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要） 4 排煙風量測定 建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。	8	建物導入部配管	図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））																																																																									
9	吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製	10	自動制御	1 中央監視制御装置 ・有り ※無し 2 構成・機能 図示による 3 電気計装用機材 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。 天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	9	検針方法	水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。																																																																									
10	ダンパー	（1）防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 （2）ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	11	衛生器具設備	1 小便器用節水装置 JIS B 2061（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。 2 バリアフリー対応 ・小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形 手すり（・本工事 ※別途工事） ・洗面器 ※自動水栓（・全部 ※一部） ・レバー式水栓（一部） ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付節水形シャワーヘッド ・鏡 ※600×800（耐食鏡） ・傾斜鏡（・照明無 ・照明付）	10	水道利用加入金	水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。																																																																									
●	空気調和設備	（1）冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ （2）冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ （3）ブライン管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ （4）排気管 ※断熱材被覆鋼管 （保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上） （5）ドレン管（屋外） ※硬質塩化ビニル管VP（カラー） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（※RACドレン"φ"相当品） ・耐火二層管VP（FDP S-1） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP （消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 （6）油管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ （7）蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40 ・ステンレス鋼管 （8）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ （注）樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。	1	配管材料	配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。 <table><tr><th>施 工 箇 所</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）</td><td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P</td></tr><tr><td>厨房等の温排水</td><td>※SG P（白） ・</td></tr><tr><td>耐火性能を要求される箇所</td><td>※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）</td><td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P</td></tr><tr><td>耐火性能を要求される場所</td><td>※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・排水用/架橋ポリエチレン塗装鋼管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>地中埋設部</td><td>※RS-V U又はリサイクルV U ・V U ※REP-V U（軽荷重の場合） ・RF-V P又はリサイクルV P ・V P</td></tr><tr><td>共通</td><td>※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）</td></tr><tr><td>耐火性能を要求される箇所</td><td>※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※リサイクルV P又はRF-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr></table> （注）1. リサイクルV P、リサイクルV UはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-V P、RS-V U又は、REP-V Uは標準仕様書第2編 2. 1. 2. 6による。 2. 雨水排水を含む場合は、雨水排水は雑排水配管の材料種別による。 3. 原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はY45度で行う。 4. 樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P	厨房等の温排水	※SG P（白） ・	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）	その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P	耐火性能を要求される場所	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・排水用/架橋ポリエチレン塗装鋼管	その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	地中埋設部	※RS-V U又はリサイクルV U ・V U ※REP-V U（軽荷重の場合） ・RF-V P又はリサイクルV P ・V P	共通	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）	その他の部分	※リサイクルV P又はRF-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	1	洗面器等の排水	洗面器等に直結する排水は、器具トラップより1サイズアップする。																																																	
施 工 箇 所	管 種 別																																																																																
床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																																
厨房等の温排水	※SG P（白） ・																																																																																
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）																																																																																
その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																
床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																																
耐火性能を要求される場所	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・排水用/架橋ポリエチレン塗装鋼管																																																																																
その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																
地中埋設部	※RS-V U又はリサイクルV U ・V U ※REP-V U（軽荷重の場合） ・RF-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																																
共通	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）																																																																																
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P（FDP S-1）又は耐火V P ・SG P（白）																																																																																
その他の部分	※リサイクルV P又はRF-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																
12	井 類	規格はJ I S又はJ Vとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。	13	温度計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	2	満水試験継手	3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ・掃除口付きソケット ※満水試験用掃除口ソケット																																																																									
13	温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	14	圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	3	満水試験継手	3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ・掃除口付きソケット ※満水試験用掃除口ソケット																																																																									
14	瞬間流量計	瞬間流量計はビト管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。	15	瞬間流量計	瞬間流量計はビト管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。	4	樹の適用	別紙樹表による。																																																																									
15	瞬間流量計	瞬間流量計はビト管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。	16	油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。 制御盤には（※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	2	洗面器等の排水	洗面器等に直結する排水は、器具トラップより1サイズアップする。																																																																									
16	油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。 制御盤には（※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	17	冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	3	満水試験継手	3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ・掃除口付きソケット ※満水試験用掃除口ソケット																																																																									
17	冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	18	空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 （1）圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 （2）冷媒 H F C（ R 4 1 0 A、R 3 2又はR 4 0 7 C ） （注）1 R 4 1 0 Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 （注）2 R 3 2を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 （3）埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	4	樹の適用	別紙樹表による。																																																																									

	設計年月日	埼玉県警察本部				縮 尺	工 事 名 称	図 面 名	図面番号
						NS	警察本部浦和分行舎冷温水発生機改修工事	機械設備工事特記仕様書（2）	M－02



工事場所：さいたま市浦和区高砂四丁目10-15

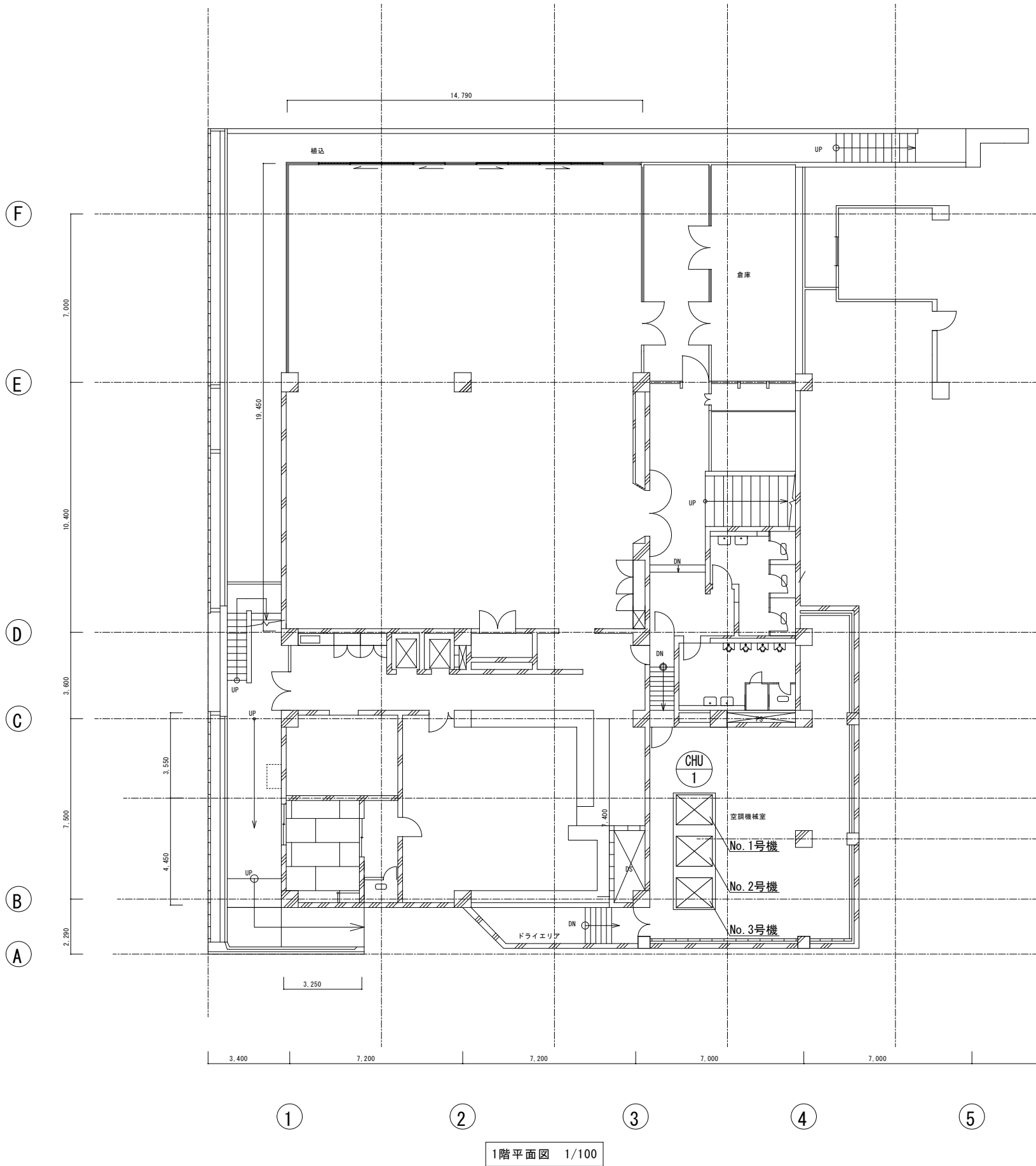
案内図 NS



配置図 1/125

特
記

警察本部浦和分庁舎冷温水発生機改修工事				設計図	No.
図名	配置図・案内図	縮尺	原稿サイズ A1	1/125	M-03
埼玉県警察本部 総務部財務局施設課					



既設機器表			
名 称	数量	仕 様	備 考
CHU-1 吸収式冷温水発生機	1	型式：ガス焚ユニット型（30RT×2台＋40RT） 冷房能力：351.7kW 冷水量：1000L/min 出口温度：7℃ 入口温度：12℃ 暖房能力：422.0kW 温水量：1000L/min 出口温度：60℃ 入口温度：55℃ 燃料消費量：283.3kW（13A都市ガス） 冷却水量：1350L/min 入口温度：32.0℃ 出口温度：38.5℃ 付属品：システム制御盤（容量制御）共、煙道接続口150φ	型式：パナソニック QUW-V100W (QUW-V30W×2台 +QUW-V40W)

改修内容 1：CHU-1 No. 2号機 (QUW-V30W) の下記部品の交換及び試運転調整

- ・ガス遮断弁 2 個
- ・パロット電磁弁 1 個
- ・燃烧基板ASSY 1 個
- ・ガス圧スイッチ 1 個
- ・風圧スイッチ 1 個
- ・点火トランス 1 個
- ・スパークコート 1 個
- ・スパークロッド 1 個
- ・フレイムロッド 1 個

改修内容 2：CHU-1 No. 1～3号機 (QUW-V30W×2機、QUW-V40W) の下記部品の
交換及び冷却水系研磨修繕、運転確認調整作業

- ・水室パッキン 5 枚×3 機

※撤去品は全て引渡しを要する

1階平面図 1/100